

西東京市障害者基本計画(平成26年度～35年度)  
中間見直し後の状況調査票(令和元年度)

資料2

【評価基準】

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	障害福祉課	「○」	障害福祉課内に設置した基幹相談支援センターと障害者総合支援センター内の相談支援センターえぼつくでは定例的なケース会議を行い、連携強化を図り、また、令和2年10月からえぼつくの基幹化に向けた調整を行った。相談支援部会においては、引き続き、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	健康課	「△」	健康課では、就学以降も見据えながら、乳幼児期からの発達課題に即した成長発達の評価支援を行いつつ関連機関との連携に努めている。切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会が設置され、健康課もそのメンバーとなっている。今後、子ども相談業務の実施体制について現状を分析し、支援の内容や方向性を関係部署と協議できるシステムについての検討が必要である。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	子育て支援課	「△」	「基幹相談支援センター」については、全庁的な課題であり単独での検討は行っていない。なお、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援については、当該所管の児童手当などの諸手当や子どもの医療助成の申請・届出並びにひとり親家庭の相談などを通じて関係部署と連携した支援に努めています。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	児童青少年課	「○」	切れ目のない支援の構築に向けて、のどかや生活サポートネット等の関係機関及び部署と連携を図っている。また、学童クラブ嘱託職員向けに年3回研修を行うことで、情報共有を行っており、児童ひとりひとりに応じた支援ができるよう連携を図っている。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	子ども家庭支援センター	「○」	切れ目のない相談支援体制を構築することを目的とし、庁内関係課による「子ども相談支援あり方検討委員会」を開催し、現状と課題、連携システムによる庁内体制の構築について検討した。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	協働コミュニティ課	「○」	相談事業において必要に応じ庁内外の関係機関で集まり、ケース検討を行う他、実際に連携をして相談者の対応、ケース支援を行った。また庁内外の関係機関を集めた配偶者暴力支援者担当者連絡会議を実施し、障害福祉課を含む他の支援関係機関との情報の提供及び共有を図った。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	教育指導課	「○」	教育支援アドバイザーの小・中学校への巡回相談を通して、発達に課題のある児童・生徒の切れ目のない支援の実現を目指し、情報連携・行動連携のため会議に参加し、学校・関係機関・部署等との連携の充実を図った。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、市内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	教育企画課 (学務課)	「一」	特になし。
1-(1)-2	地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	現在市内に設置されている地域活動支援センターである「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」における相談の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実に努めます。	障害福祉課	「〇」	相談支援部会において、事例検討や勉強会を実施し、地域活動支援センターも含めた相談支援体制の充実に取り組んだ。
1-(1)-3	当事者等による身近な相談活動への支援	障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。	障害福祉課	「〇」	聴覚障害者によるピアカウンセリング及び障害のある子を持つ保護者によるピアカウンセリングを実施した。ペアレントメンターは候補者1名の推薦をした。
1-(1)-4	民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言などを行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実に努めます。	地域共生課	「〇」	毎月実施している民生委員協議会の定例会などを通じて、市、社会福祉協議会、保健所など関係する機関からの情報提供を行なっている。また、市、都などの行う講習や説明会などにも積極的に参加を呼びかけ、スキルアップに努めるよう働きかけている。
1-(2)-1	レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所(短期入所等)の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、検討します。	障害福祉課	「〇」	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、短期入所を整備する予定である。
1-(2)-2	難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、平成29年度に実施したアンケート調査においては、難病患者を対象としたアンケート調査も行い、福祉サービス等のニーズの把握に努めました。今後も同様に、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	障害福祉課	「〇」	令和元年度に実施したアンケート調査において、ニーズの把握を行った。
1-(2)-3	高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課	「〇」	高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会を通じて、関係機関との連携強化に努めた。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	健康課	「〇」	保健係・発達支援係が連携し、全数対象となる各種健診・相談会から療育のスタートへスムーズにつながるよう努めている。 発達支援係では、課題別学習グループにより発達障害児等に関して幼稚園・保育園等の関係機関と連携しながら、支援を提供している。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	障害福祉課	「一」	未実施
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	保育課	「〇」	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センターと連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めている。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	教育支援課	「〇」	要保護児童対策地域協議会の発達支援部会に参加して関係機関と情報共有するとともに、小中学校においてはスクールソーシャルワーカーの定期派遣を行い、関係機関と連携し、児童生徒が抱える困難な課題の解決のための助言、情報提供等を行った。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(2)-5	障害のある人の家族に対する支援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課	「―」	未実施
1-(2)-6	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受入や、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	地域共生課	「○」	令和元年度は、2大学から計5名の社会福祉実習生を受け入れた。令和元年11月に開催した「2019ともに生きる！まちづくりフェス」では、地域の中・高校・大学生を募って、若者たちが地域共生社会について考えるワークショップを開いた。
1-(2)-7	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課	「○」	人材が不足している障害福祉サービス等の従業者を養成するために、同行援護従業者研修及び移動支援従業者研修を実施した。
1-(2)-7	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	生活福祉課	「○」	東京都の専門研修、精神保健に関する研修を活用して職員の育成に努めています。
1-(2)-8	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。	障害福祉課	「○」	事業所連絡会を開催し、情報共有を行った。
1-(2)-9	サービス事業所に対する第三者評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業所に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、東京都と協力し、適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等を行い、サービス事業所が第三者評価の制度を積極的に活用できるよう支援します。	障害福祉課	「○」	事業所連絡会を通じて、周知を実施した。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課	「○」	地域自立支援協議会、相談支援部会、権利擁護部会及び計画策定部会において、培ったネットワークを活用して、関係機関が連携しながら支援を実施した。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	子育て支援課	「△」	地域自立支援協議会には属していないが、各手当てや制度の申請・届出、またひとり親家庭の相談などを通じて庁内ネットワークを利用して、関係部署と連携した支援に努めています。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	協働コミュニティ課	「○」	地域自立支援協議会については現時点では関わりを持っていないが、女性・婦人相談の対象は18歳以上の女性となっており、年齢、相談内容も多岐に渡るものであるため各関係機関と連携が不可欠である。障害のある方に対しても専門的な知識を要する相談に関しては関係機関と連携を図り、情報共有や紹介などを行い、総合的な支援を進めた。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	教育企画課 (学務課)	「―」	特になし。
1-(2)-11	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	障害福祉課	「○」	令和2年度に策定する第6期西東京市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においてサービスの見込み量を推計するため、調査報告書を作成した。
1-(2)-11	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	高齢者支援課	「○」	福祉会館、老人福祉センターにおいて、各種講座を開催したほか、様々な介護予防事業を実施した。
1-(2)-12	若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課	「○」	民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を行い、就労継続支援事業所(2事業所)と就労移行支援事業所(1事業所)が市内に設立された。
1-(2)-13	ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーター(※)を調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	地域共生課	「○」	4人の地域福祉コーディネーターが、田無・保谷の2か所のステーションに分かれ、延べ888件の相談に対応した。またコーディネーターと連携して地域の課題の解決を行うボランティアであるほっとネット推進員を13人養成した。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(2)-14	地域で活動している組織や団体への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座の開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。	協働コミュニティ課	「○」	○市民協働推進センターゆめこらぼ ・NPO市民フェスティバルの開催…登録団体が活動の状況を発表した。 ・ゆめこらぼ通信の発行(隔月)…市民活動団体等の活動の状況を紹介。 ・イベント情報や地域活動支援に資する情報等の発行(毎月)…市内団体が開催するイベント一覧を作成。 ・ゆめこらぼホームページ…SNSと連動させながら、団体の情報等を広く発信。出前相談…2回実施。市内北側エリアの支援にも尽力。 ○NPO等企画提案事業 4団体が協働事業実施。
1-(2)-15	地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。更に、東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の広報活動に努め、地域の福祉人材の確保を図ります。	障害福祉課	「○」	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、事業所間連絡会を開催し、意見交換を行った。
1-(2)-16	ヘルプカードの活用	援助を必要とする人が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願するためのカードである「ヘルプカード」の配付を実施します。また、障害者サポーター養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課	「○」	障害者サポーター養成講座の中級編を実施するとともに市内中学校においても講座を実施した。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	健康課	「○」	発達支援係・保健係が連携し、全数対象の乳幼児健康診査を有効に生かすつ、その後の療育に結び付けていく体制を整備する等、早期発見・早期療育に努めた。 発達支援係では、幼稚園・保育園等の職員向けに公開講座を開催したり、園職員の相談に対応することで、園での対応力の強化に取り組んだ。 児童発達支援センターに係る検討に向けて、「西東京市における幼児期の発達支援に係る調査(集計)(幼稚園・保育園に対するアンケート調査)」を行い、障害児又は発達が気になる児童やその家族が地域で安心して暮らせることを目的に、今後の西東京市における「児童発達支援」のあり方を整理し、「西東京市児童発達支援 ステップアップ・プラン」を策定した。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	障害福祉課	「△」	ひいらぎと連携しながら、児童発達支援へのつなぎをケース対応等で行った。その他関係機関の連携を仕組みとして強化する取り組みについて引き続き検討していく。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	保育課	「○」	療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携に努めている。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	子育て支援課	「○」	幼稚園では、発達障害が疑われる子どもの保護者に対して丁寧な対応により障害等への理解を促し、ひいらぎ等の療育機関への紹介や連携に努めています。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	教育支援課	「○」	教育支援推進委員会と作業部会において学齢期における発達障害児への支援策について検討した。(教育指導課) 「こどもの発達センター・ひいらぎ」で行う就学説明会、幼稚園・保育園長会で教育相談センターで実施する幼児相談の周知を行い、早期に発見された課題に対して対応できるよう努めた。(教育支援課)

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」)、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	教育支援課	「○」	就学支援シートを活用することで、就学前から義務教育期へ適切に情報連携していくことができ、一人ひとりの個に応じた支援の充実を図っていることを、幼稚園長会議・保育園長会議において周知し、協力を得ることができた。また、教育支援推進委員会及び作業部会において学齢期における発達障害児への支援策について検討した。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	障害福祉課	「○」	障害のある子を持つ保護者によるピアカウンセリングを実施した。ペアレントメンターは候補者1名の推薦をした。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	健康課	「○」	発達支援係では、相談の場面や日々の活動での子どもの様子を保護者に伝え、障害の特性やその理解の促進に務めた。発達支援コーディネーターが個々の相談内容に応じ、適した専門機関等を紹介し、要支援児が繋がれるように支援した。 発達支援係では、幼稚園・保育園等の職員向けに公開講座を開催したり、園職員の相談に対応することで、園での対応力の強化に取り組んだ。(1-(3)-1再掲) こどもの発達センターひいらぎでは令和元年度もペアレントトレーニングの講座を開催し、子どもへの関わり方について保護者向け講習会を行った。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	教育支援課	「△」	障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要により関係機関とも連携して支援した。ピアカウンセリング講演会については令和元年度は新型コロナウイルス感染症に感染防止の為、中止した。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	子ども家庭支援センター	「○」	子育て家庭からの様々な相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら支援を行っている。また、子育てひろば事業として0～3歳までの乳幼児と保護者が自由に遊べる交流広場を市内2カ所で運営し、地域の子育てに関する情報を提供している。また、地域のネットワーク作りとして、地域交流会への参加や、ファミリーサポートセンター、ホームスタートの研修講師を行った。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	健康課	「○」	療育上の支援が必要な児童に対し、関係部署と定期不定期の会議等を通して、要支援児童が適切なサービスに繋がるよう、連携強化に努めた。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	保育課	「○」	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センター等と連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めている。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	健康課	「○」	こどもの発達センターひいらぎでは、令和元年度中に257件の相談に対応し、幼稚園、保育園等への訪問による相談支援も85件行った。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	教育支援課	「○」	「こどもの発達センター・ひいらぎ」で行う就学説明会、幼稚園・保育園長会で教育相談センターで実施する幼児相談の周知を行い、早期に発見された課題に対して対応できるよう努めた。
1-(3)-5	幼稚園・保育園の入園に対する支援	「こどもの発達センター・ひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園・保育園入園に関する相談や情報提供を行っています。また、「ひいらぎ」では独自の支援として、幼稚園、保育園への訪問を積極的に行い、施設での療育指導等にも努めています。	健康課	「○」	こどもの発達センターひいらぎを利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園・保育園入園に関する相談や情報提供を行っています。また、入園に際しては、園への訪問支援はじめ、園、保護者、ひいらぎでの情報共有に努めた。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	教育支援課	「○」	月に1度言語相談を行い、子どもたちの訓練を行った。 小学校1年生を対象に言語スクリーニングを行い、早期に課題を発見し、言語訓練や言葉の教室の入室につなげた。
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	健康課	「○」	こどもの発達センターひいらぎでは、言語聴覚士による言語相談、言語訓練等を毎週定期的に行っている。令和元年度は、ことばの相談件数222件、言語訓練には延べ604人に対応した。
1-(3)-7	中等度難聴児発達支援事業の実施	身体障害者手帳(※)の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施していきます。	障害福祉課	「○」	中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施した。
1-(3)-8	こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、児童福祉法に基づく児童発達支援事業のほか、独自の療育事業や外来療育等を実施しています(1-(3)-4再掲)。また、医療的にケアが必要な児童の療育を実施しています。	健康課	「○」	こどもの発達センターひいらぎでは、児童発達支援事業として単独療育事業・課題別療育事業を、市独自事業として親子療育事業・外来個別療育(言語訓練・機能訓練・作業療法等)を実施した。 医療的にケアが必要な児童の療育を実施した。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	学校運営課 (教育企画課)	「○」	中原小学校建替工事で、特別支援学級の設置を進めている。(令和元年度～令和2年度事業)
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課 (学務課)	「○」	令和2年度に実施予定の中学校特別支援学級通学区域検討に向けた予算要求等の準備を行った。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育指導課	「○」	中学校特別支援教室が令和3年4月から全校実施されることに伴い、令和2年4月からのモデル実施に向けて、教育支援推進委員会作業部会で検討を重ね、関係各課とともに準備を進めた。
1-(3)-10	特性に応じた教育課程と教育内容の充実	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。	教育指導課	「○」	特別支援学級における指導方法等の工夫・改善の在り方について、授業研究等、教員研修を実施した。また、教務主任及び特別支援学級等主任に対し、教育課程の編成に当たっての留意点等について指導し、教育課程の充実を図った。
1-(3)-10	特性に応じた教育課程と教育内容の充実	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。	教育支援課	「―」	教育指導課に組織改正
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとりえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	教育支援課	「○」	保護者や子どもたちが安心して相談できる場所として、教育相談センターと相談を受けるとともに、関係機関に周知を行った。
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとりえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	教育指導課	「○」	教育支援コーディネーター連絡会を通して、関係機関との連携を図った校内委員会の在り方について研修を行い、児童・生徒一人一人の状況に合わせた個別指導計画の作成につなげることができた。また、専門家による助言により、個々のケースの方向性等を確認することができた。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	学務課	「○」	子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等により丁寧に就学相談を実施した。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育支援課	「○」	市内公立保育園に年3回心理の専門家を派遣し、保育士等へ助言、希望する保護者との面談を行い早期対応に努めた。幼稚園等については、園長会議に出席し、要望に応じ専門家派遣を行うことや幼児相談を周知した。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	学務課	「○」	こどもの発達センター「ひいらぎ」の保護者会に就学相談等について説明を行った。(学務課)
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育指導課	「○」	幼稚園・保育園・こどもの発達センター「ひいらぎ」を通じ、全ての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう、周知を図った。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	健康課	「○」	ひいらぎでは、教育支援課との連携により、保護者に対し就学相談説明会を年3回開催した。 また、特別支援学級等の見学会を開催し、保護者の進路選択に活かす取り組みも行った。 また、就学支援シートの活用も積極的に取り組み、入学に際し、特別支援学校について引継ぎ会を行い、情報提供を行った。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	子育て支援課	「△」	就学支援シートについては、関係課と連携し、市内幼稚園に配布に対する理解と協力を求めました。市内の幼稚園では、指導要録の提供のほか、年長児について小学校の見学会や交流会を行い、入学前の就学支援を行っているところもあります。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	保育課	「○」	関係課と連携し保育要録の提供のほか、就学支援シートの配布及び保護者に積極的に活用してもらえるよう取り組んだ。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立ちます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	児童青少年課	「○」	学童入会申請に基づき、保育園・幼稚園での普段の生活の様子を見学してもらい保育士から話しを聞いたり、障害による基本的な生活や身体的状況、社会性及び指導上留意すべき点を確認し、障害児アドバイザーから学童クラブでの生活が可能か意見をもらい、保育園・幼稚園から小学校生活へスムーズに移行できるような情報を共有し連携を図っている。
1-(3)-13	介助員制度の実施	通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。	教育企画課 (学務課)	「○」	引き続き、介助員制度を実施した。(令和元年度実績：児童・生徒数23人、活動した介助員数 19人)

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-14	障害児の放課後等の居場所の充実	事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受入等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。	障害福祉課	「○」	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケア児の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所を整備する予定である。
2-(1)-1	就労援助事業の実施	「障害者就労支援センター・一歩」において、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、障害福祉サービス事業所を対象とした事業所連絡会の開催や、地域の関係機関との連携を推進し、地域全体での就労支援ネットワーク構築を目指します。今後も事業所連絡会の実施等により、各事業所の現状把握に努めた上で、地域全体での支援体制や連携体制の在り方の検討を継続します。また、引き続き、事業所の誘致に取り組みます。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。
2-(1)-2	就労機会の拡大	特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者就労支援センターの職員が特別支援学校運営会議及びハローワーク連絡会議に参加するとともに、障害者就労支援セミナーを開催し、ハローワーク職員を講師として招き情報交換等を行い、雇用促進を図った。
2-(1)-3	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用や職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者就労支援センターで、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を実施した。
2-(1)-4	市における雇用拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課	「△」	障害者枠での職員募集を実施した。
2-(1)-5	障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの拡大に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課	「○」	個別に市内の事業所を訪問し、ヒアリングを実施するとともに就労支援セミナーの参加事業者に対してもアンケート等を行った。地域開拓コーディネーターによる職場開拓を実施した。
2-(1)-6	授産製品の販路拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実を図ります。また、販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。	障害福祉課	「○」	障害者週間イベントとしてアスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施している。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を実施する。また、市が締結する契約においては障害福祉サービス事業所との随意契約を認めている。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	契約課	「○」	当該事業所等との随意契約を認めている。
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課	「○」	障害者総合支援センター、田無庁舎、向台学童クラブ、南町スポーツ・文化交流センターの清掃作業を特別支援学校の生徒の作業実習として受け入れている。
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	職員課	「×」	大学と連携したインターンシップの受入は行っているが、障害者枠としての取組は行っていない。
2-(1)-9	就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課	「○」	就労移行支援事業所が新たに1事業所開設し、3事業所となった。
2-(1)-10	市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課	「×」	

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っています。	社会教育課	「○」	関係各課において、「生涯学習推進指針」に基づき、生涯学習に係わる事業を実施した。 また、地域生涯学習事業を障害者関係団体に委託し、障害のある方々の生涯学習事業の機会提供を実施した。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っています。	高齢者支援課	「○」	福祉会館、老人福祉センターにおいては、各種講座を開催するとともに、高齢者クラブをはじめとするサークル活動の場として利用していただいております。地域の健康づくり・生きがい活動の実施した。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っています。	公民館	「○」	・障がいのある人の社会参加のひとつの場として、柳沢公民館と田無公民館で、仲間と一緒に音楽や運動等の活動を行う障害者学級「くるみ学級」「あめんぼ青年教室」を実施した。 ・柳沢公民館では、障がいのある人もない人も、ともにのしむ「やぎさわディスコ」を実施した。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っています。	図書館	「○」	盲導犬ユーザーの方の協力により、「なるほど！盲導犬と歩くということ」という講演会を実施した。 小学生から大人まで幅広い年齢層の参加があった。 今後どのような内容の講演会を行っていくかについては検討が必要である。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っています。	関係各課	「―」	
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいきます。	スポーツ振興課	「○」	平成30年度に引き続き、令和元年度も市内スポーツ施設を管理・運営する指定管理者及びびコスボ東伏見において、障害者の参加可能な事業を継続して実施し、スポーツ振興課主催で、誰もが気軽に楽しめるENJOYニュースポーツを11回実施した。また、オランダオリンピック委員会・スポーツ連合と連携して、障害者スポーツの普及啓発、障害者の理解促進など、バラスポーツを通じた社会課題等の解決に向けての取組として、市内の小・中学校及び高等学校での交流や地域共生課主催のまちづくりフェスで講演を行った。
2-(2)-3	障害者スポーツ支援事業の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック開催後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課	「○」	スポーツセンターにおいて、障害者水泳教室(かわうそ)を年12回、けやき小学校において、夏季水泳教室を9回行った。また、オリンピック・パラリンピックの機運醸成事業として、ペガールボールを行った。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(2)-4	図書館におけるハンディキャップサービスの充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音声・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブック(※)の貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアページの提供に取り組んでいきます。	図書館	「○」	利用者の要望に応え広報類や資料を提供した。また、各図書を購入し資料の充実を図った。宅配は利用者、協力員とも拡大ができた。対面朗読についても大幅な増加があった。
2-(2)-5	公民館における障害者学級の実施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級(くるみ学級、あめんぼ青年教室)を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館	「○」	くるみ学級を36回、あめんぼ青年教室を39回実施した。
2-(2)-6	ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課	「一」	
2-(2)-6	ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	社会教育課	「○」	教育委員会において、学校での総合学習の授業、福祉体験授業、オリンピック・パラリンピックの学習等の講師として、障害のある方に登壇いただき、活躍された。
3-(1)-1	市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間(12月3日～9日)や「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課	「○」	市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売を実施した。
3-(1)-2	障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課	「○」	人権教育推進委員会等の取組を通して、人権教育プログラムを活用した人権課題「障害者」に関わる人権教育や福祉教育が、市内各学校において推進されるよう指導・助言した。また、学校に対し、関係諸機関と連携した教育活動の推進についても、助言・支援した。
3-(1)-3	障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課	「○」	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行った。
3-(1)-4	障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課	「一」	障害者総合支援センターにおいて、指定管理者によりフレンドリー祭りを実施する予定であったが、台風の影響で実施ができなかった。
3-(1)-5	公民館事業を活用した障害者との交流の推進	柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級(くるみ学級、あめんぼ青年教室)を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。	公民館	「○」	・くるみ学級、あめんぼ青年教室ともに、公民館や地域で活動する団体・サークルと一緒に音楽活動等を行い、交流する機会を持った。 ・柳沢公民館では、障がいの有無を問わず、幅広い年代の市民がともに楽しみながら交流する「やぎざわディスコ」を4回実施した。 ・芝久保公民館「2020パラリンピック講座」は、障がいのある人を講師に招いて実施し、講義とポッチャ等の体験を通して、障がいの有無に関わらず、共に学ぶ講座として、幼児から小学生までを対象としたひばりが丘公民館「みんなで一緒に楽しむバリアフリー講座」を実施した。 ・保谷駅前公民館では、聴覚障がいについて学ぶ「ハンディキャップ講座」を実施し、障がいのある人やその家族とともに学ぶことを通して、理解を深めた。
3-(1)-6	障害者虐待防止センター機能の充実	平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・利用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。	障害福祉課	「○」	関係機関と連携したケース対応をおこなった。また、権利擁護部会の実施、虐待防止月間に合わせ、市報掲載と共に街頭キャンペーンを行い、相談先等の周知や普及啓発を行った。
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	障害福祉課	「○」	引き続き実施しています。成年後見制度の利用が必要なケースについては、「権利擁護センター・あんしん西東京」につないでいます。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	地域共生課	「○」	権利擁護センターでは、925件の成年後見制度に関する相談を受け、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人事の育成及び活用を図るための研修を行います。加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関(あんしん西東京)の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	障害福祉課	「○」	成年後見制度の利用が必要なケースについては「あんしん西東京」につないでいる。
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人事の育成及び活用を図るための研修を行います。加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関(あんしん西東京)の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	地域共生課	「○」	成年後見制度を利用する者のうち、市長申立の者のうち必要なものには、後見業務の報酬の助成を行っており、また、親族・専門職以外の後見業務の担い手として、「社会貢献型貢献人養成講習」を実施しており令和元年度はフォローアップ研修を実施した。
3-(1)-9	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	地域共生課	「○」	3,239件の日常生活自立支援事業の相談対応したほか、34件新規に制度利用の契約を行い、年度末現在で115人の方の支援を行っている。また、法律関係の専門相談を23日開催し、36件の相談を受けた。
3-(1)-10	ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	地域共生課	「○」	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター業務に対して、運営費の補助を行っている。
3-(1)-11	障害のある人をサポートする仕組みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配布とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の中級編の試行実施後の検討等を踏まえ、中級編の本格実施をはじめ、普及に向けた取組を通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の幅を広げます。	障害福祉課	「○」	令和元年度にはサポーター養成講座初級編を6回、中級編を2回実施した。
3-(1)-12	ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	地域共生課	「○」	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターでは、各種ボランティア養成講座や学習会を開催するほか、ボランティア体験会や小学校に出張してのボランティア講座の開催するなど、ボランティアの育成に当たっている。
3-(2)-1	グループホーム等の整備	何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。	障害福祉課	「○」	令和元年度は、新たに2件のグループホームが開設した。
3-(2)-2	人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課 (都市計画課)	「○」	平成31年3月に「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定。目標実現に向けて取り組んだ。
3-(2)-3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課	「―」	
3-(2)-4	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路建設課	「○」	向台町二丁目7番地先の市道118号線において、両側165mの歩道を新たに整備し安全に通行できる環境を整備した。
3-(2)-4	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路管理課	「○」	視覚障害者誘導用点字ブロックについては、道路パトロールや市民要望等に対し、その都度対応している。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-5	障害者専用駐車スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で利用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行ってまいります。	関係各課	「―」	
3-(2)-6	学校施設のバリアフリー化の推進	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。中原小学校建替工事では、だれでもトイレ、身体障害者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進めています。	学校運営課 (教育企画課)	「○」	保谷第二小学校、柳沢小学校バリアフリー化改修工事で、誰でもトイレを設置した。また、中原小学校建替工事で、誰でもトイレ、身障者用駐車場、スロープ等の設置を進めている。(令和元年度～令和2年度事業)
3-(2)-7	市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、支援駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	道路管理課	「○」	前年同様に市内各5駅に対し、放置自転車整理指導員を配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対して注意を促す。また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導する。 ※令和2年2月より組織改正により、交通課の所管となっています。
3-(2)-7	市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、支援駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	障害福祉課	「―」	
3-(2)-8	助成制度の活用によるバリアフリーの誘導	一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。	都市計画課	「―」	申請がなかったため、実施出来なかった。
3-(2)-9	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	交通課	「○」	向台町一丁目、南町二丁目、柳沢二～五丁目の地域を対象に移動支援の実証実験を実施した。その後、対象地域に適した移動支援のあり方を考える勉強会を開催し、地域住民と一緒に課題整理を行った。
3-(2)-9	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	関係各課	「―」	
3-(2)-10	移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図ってまいります。	障害福祉課	「○」	4団体による福祉有償運送を継続して推進した。令和元年度においては、案件がないため、有償ボランティア輸送運営協議会は実施していない。
3-(2)-11	自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課	「○」	引き続き実施しています。市報等により制度の周知を図り、対象者への助成を行っています。
3-(2)-12	自動車燃料費の助成、タクシー利用券の交付	在宅心身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付(申請者が選択)を行っています。	障害福祉課	「○」	引き続き実施しています。市報等により制度の周知を図り、対象者への助成を行っています。
3-(2)-13	身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課	「○」	引き続き、市の庁舎におけるポスターの設置や市報等への掲載とともに、両庁舎の売店に募金箱を設置するなど、活動の周知に努めています。
3-(2)-14	安心安全いーなメール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安心安全いーなメール配信サービス」を行います。	危機管理課	「○」	市報やHP等、様々な媒体を利用した広報をはじめ、各種イベント等でチラシを配布して利用者拡大に努めた。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理課	「○」	対象となる避難行動要支援者へ個別計画用紙の郵送及び作成委託により、個別計画の作成を進めた。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	障害福祉課	「△」	人工呼吸器使用者の災害時支援計画等の策定を引き続き実施した。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	高齢者支援課	「△」	避難行動要支援者名簿を、災害発生時に活用するため、地域包括支援センターと共有することを行っている。今後も引き続き、災害時の避難支援等の対策を検討していく必要がある。
3-(2)-16	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めています。	危機管理課	「×」	総合防災訓練において、例年実施している災害ボランティアセンター設置運営訓練等を計画していたが、台風第19号の影響により全ての訓練等が中止となった。
3-(2)-16	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めています。	障害福祉課	「△」	福祉避難施設での訓練の実施をし、手順等の見直しを行った
3-(2)-17	社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めています。	危機管理課	「―」	内容に記載の事業に関しては未実施。
3-(2)-17	社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めています。	障害福祉課	「―」	未実施
3-(2)-18	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	危機管理課	「△」	令和2年1月31日 難病対策地域協議会(多摩小平保健所主催)を開催。三師会と協定を締結している。
3-(2)-18	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	健康課	「○」	危機管理課と協力し、緊急医療救護所設置訓練を、拠点病院と合同で実施した。 避難所等での必要な福祉機器について、今後も関係各課との検討を進める。
3-(2)-18	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	障害福祉課	「△」	緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施した。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	危機管理課	「―」	地域防災計画に基づき、備蓄品等要配慮者にきめ細かく対応するとともに、避難施設ではハード面の確認等関係課と連携し充実を図る。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	道路管理課	「―」	災害発生時の状況により危機管理室と連携し、避難経路等の確保に努める。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	健康課	「○」	危機管理課と協力し、緊急医療救護所設置訓練を、拠点病院(佐々総合病院)と合同で実施した。 避難所等での必要な福祉機器について、今後も関係各課との検討を進める。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	障害福祉課	「△」	福祉避難施設のマニュアル整備の検討や訓練等を実施し、体制の充実に努めた。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-20	悪質商法などの被害の防止	高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q&A」や「消費生活相談事例集」で紹介することや、コミュニティバス(はなバス)の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、様々な方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。	協働コミュニティ課	「○」	・「消費生活Q&A」を市報で2ヶ月毎に掲載 ・「消費生活相談事例集」の発行 ・コミュニティバスで車内に注意喚起ステッカーを掲示(12回) ・消費生活講座(4回)、出前講座(2回)を実施 ・市民まつりでのブース出店 ・注意喚起・啓発の他にも関係機関との情報交換を継続して行い、被害の未然・拡大防止に努めた。 ・障害のある方及びその周囲の方に向けての情報提供等の強化に今後も努める。
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス(重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス)の実施に向けた調整を行っていきます。今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	障害福祉課	「○」	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケアが必要な利用者の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所及び生活介護事業所を整備する予定である。
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス(重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス)の実施に向けた調整を行っていきます。今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	健康課	「△」	医療的ケアを必要とするケースに関わる機関の連携の在り方や各所の相談・情報提供体制、特に保護者に正確に情報を伝える仕組みについて、継続した検討が必要。
3-(3)-2	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。	健康課	「○」	生後2ヶ月から始まる予防接種をきっかけにかかりつけ医を持つことの必要性を、全戸訪問事業で伝えている。また、1.6健診や相談会等で、かかりつけ歯科医の必要性についても普及啓発している。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	障害福祉課	「○」	健康課主催の地区診断等に参加し地域リハビリテーションの充実に向けて検討を進めた。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	健康課	「△」	リハビリテーションに関わる多職種と地域資源のフィールドワークを実施し、市内駅、市内公園の環境や車椅子での利用状況について調査を実施した。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	高齢者支援課	「○」	地域包括支援センターを中心として、地域での介護予防講座の実施や、いきいき百歳体操の実施など身近な地域における介護予防に取り組める環境づくりに取り組んだ。
3-(3)-4	在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。	健康課	「○」	在宅訪問歯科健診の周知に努め、在宅訪問歯科診療につながりやすくなった。予防の視点から、訪問歯科健診に関する情報の周知に努めた。
3-(3)-5	健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課	「○」	周知方法等わかりやすい情報提供について引き続き検討中。
3-(3)-6	精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課	「○」	メンタルケア会議等での情報共有に努め、関係機関との連携が図れるよう取り組んでいる。
3-(3)-6	精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	障害福祉課	「○」	関係各所と連携は継続して行っている。メンタルヘルスを考える会の開催をした。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害福祉課所管の「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療)」、「難病医療費等助成制度」、「小児精神病入院医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」の申請受付等を実施しています。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	健康課	「○」	「自立支援医療費制度(育成医療)」は、申請の受付、審査、医療券の発行及び医療費の助成を実施した。「小児慢性疾患の医療費助成」は、申請の受付・書類確認及び東京都への提出を実施した。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	子育て支援課	「○」	子育て支援課では、「ひとり親家庭等医療費助成制度」を引き続き実施しています。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	保険年金課	「○」	<令和2年3月31日現在> 国保受給証(精神通院)対象者 816人 後期高齢者医療制度(障害認定者) 36人
3-(4)-1	「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい、手に取りやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所及び介護保険移行者へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちにわかりやすく的確に伝わるように努めます。	障害福祉課	「○」	障害者のしおりについては、リニューアルを行い、記載内容を分かりやすい内容にするとともに見やすいようにレイアウト等も変更を行った。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	障害福祉課	「○」	引き続き、各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など障害特性に合わせた配慮を行っていく。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	図書館	「△」	市が発行している広報類のほか、毎年発行する「健康事業ガイド」や、利用者の要望に応え新たにゴミ情報カレンダーの音声版を作成し配布した。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	関係各課 (図書館)	「△」	市が発行している広報類のほか、毎年発行する「健康事業ガイド」や、利用者の要望に応え新たにゴミ情報カレンダーの音声版を作成し配布した。
3-(4)-3	ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。	秘書広報課	「○」	西東京市WEBについては、音声読み上げ等のアクセシビリティに配慮した運営に努めた。また、広報研修等を通じて、読み手の立場に立ったページ作りを庁内に周知した。
3-(4)-4	市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課	「一」	
3-(4)-5	市役所における手話通訳者の配置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、平成26年度より、月2回、手話通訳者を配置しています。	障害福祉課	「○」	引き続き、毎月第1水曜日に保谷庁舎、第3金曜日に田無庁舎に手話通訳者を配置した。

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和元年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(4)-6	手話通訳者・要約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課	「○」	引き続き、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施した。
3-(4)-7	身体障害者電話使用料等の助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します(固定電話加入者の減少、携帯電話・インターネット環境の普及を考慮し、新規申請の受付は平成29年度末で終了しました)。	障害福祉課	「○」	引き続き、身体障害者電話使用料等の助成を実施した。
3-(4)-8	郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)	身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方等は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。 障害の有無に関わらず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。	選挙管理委員会	「○」	法に基づき実施中です。 また、各投票所にスロープを設置したり、コミュニケーションボードを配置するなど、バリアフリー化にも努めています。片手でも楽に文字が書ける滑り止めの下敷きを各投票所の記載台に配備しています。 期日前投票所を増設することで、障害の有無に関わらず、投票環境の向上に努めています。